新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

➢ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として１年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（申請による換価の猶予：国税徴収法第 151 条の2）。

○ 要件

お気軽にお電話でご相談ください！
（納期限前から相談できます）

① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。

② 納税について誠実な意思を有すると認められること。

③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。

④ 納付すべき国税の納期限（注１）から６か月以内に申請書が提出されていること。

⑤ 原則として、担保の提供があること。（担保が不要な場合があります）

（注１）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和２年４月 16 日）が納期限となります。

（注２）既に滞納がある場合や滞納となってから６月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（同法第 151 条）が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると・・・

- 原則、１年間猶予が認められます。（状況に応じて更に１年間猶予される場合があります。）
- 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

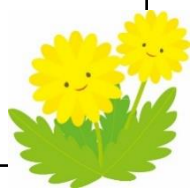

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
（裏面をご参照ください。）

国税庁

令和２年３月

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

➢ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（納税の猶予：国税通則法第 46 条）。

ケースによりご用意いただく資料が異なります。まずはお電話でご相談を！

○ 個別の事情

（ケース１）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース２）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

（ケース３）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

（ケース４）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

（注）申請に必要な書類等については、最寄りの税務署（徴収担当）にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると・・・

- 原則、１年間猶予が認められます。（状況に応じて更に１年間猶予される場合があります。）
- 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

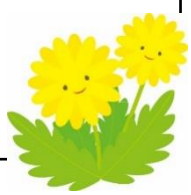

国税庁

収受印

整理番号								

（納税／換価）の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第　項第　号（第5号の場合、第　号類似）又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所 所在地	電話番号　（　）　携帯電話　（　）	① 申請年月日	令和　年　月　日
	氏名 名称	印	※税務署整理欄	通信日付印
				申請書番号
	法人番号			処理年月日

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
		・・	円	円	法律による金額　円	円	法律による金額　円	
		・・			〃		〃	
		・・			〃		〃	
		・・			〃		〃	
合計			イ	ロ	ハ　〃	ニ	ホ　〃	

②イ～ホの合計	円	③現在納付可能資金額	円	④猶予を受けようとする金額（②-③）	円

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない（生活維持又は事業の継続が困難となる）事情の詳細	
	猶予該当事実の詳細（納税の猶予の場合）：

⑤納付計画

年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
令和	円	令和	円	令和	円
令和	円	令和	円	令和	円
令和	円	令和	円	令和	円
令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　月間

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担保	□ 有 □ 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情	

税理士署名押印	印 （電話番号　－　－　）
□	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
□ 財産収支状況書	□ 収支の明細書 □ 財産目録 □ 担保関係書類
□ 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	